

昭和 37 年度 岡山県家畜保健衛生所事業実績より

畜産課衛生係

地方の要請により家畜衛生基地として、昭和 23 年に家畜保健衛生所が設置され、爾来十有余年の星霜を経過しました。

その間、社会情勢、経済事情等の変遷にともない、畜産の進展は顕著なものがあり、飼養する家畜の頭羽数も、畜産生産物も大きく伸びており、勢い家畜保健衛生所の事業量も要請に応じて、新しく、かつ大幅に増加する傾向がみられます。

保健所によせる期待は大きい

現在県下の家畜保健衛生所は、24 カ所の本所と 4 カ所の支所が設置され、全国で北海道に次いで多く、このことは畜産業発展のバロメーターともいえましょう。この県下 28 カ所の家畜保健衛生所において、家畜の保健衛生に関する住民へのサービスのため、職員は昼夜兼行、困難を克服し努力して来ました。従って農家の信頼度は高く、地方の畜産センターとして、良き相談所として欠ぐことのできない場となっております。

また最近のように、動物性たんぱく質の摂取の増

大は、有畜農家の数を増やし、1 戸辺りの飼養頭数も年々増加していることから、将来は更に重要度が高まって来ましょう。

十年一昔と申しますが、ちなみに 27 年度および 32 年度と 37 年度の事業実績を比較しますと、表 1 で見るように、10 年間に最も増加している予防業務は、豚コレラです。豚の飼養頭数の増加もありますが、それにもまして疾病の意識が認識されたことによるものといえましょう。

そのほか、診療業務については 10 年間でその取り扱い件数は寄生虫病、生殖器病は約 3 倍にふくれあがり、全体でも 2.85 倍という数が出ています。これは表 5 でも見られるように、診療が一番大きなウエイトを示めており、次の授精、伝染病予防、一般検査指導とならび、保健所の存在意義が高められていますが、その反面、保健所本来の業務の予防および指導の分野が少なくなっています。

表 1 伝染病予防業務

区分 年度	乳牛、結核及 ブルセラ病	流 感	豚 コ レ ラ	ひ な 白 痢
27 年 度	3,651(100) [%]	5,910(100)	1,326 (100)	106,124(100)
33 年 度	13,090(358)	—	5,190 (390)	316,013(298)
37 年 度	25,888(709)	10,643(180)	41,959(3,100)	355,339(334)

表 2 人 工 授 精 業 務

区分 年度	乳 牛		和 牛		計	
	授 精	払 下	授 精	払 下	授 精	払 下
27 年 度	599 (100)	—	7,928(100)	—	8,527(100)	—
33 年 度	4,611 (769)	3,092(100)	9,338(117)	3,520(100)	13,949(163)	6,612(100)
37 年 度	7,933(1,324)	17,745(573)	6,292(79)	8,940(253)	14,225(166)	26,685(403)

岡山畜産便り 1963.09

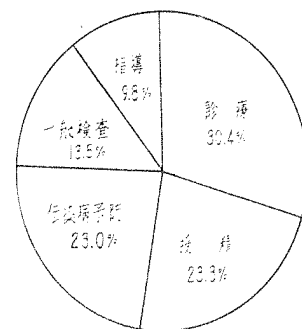
表3 診療業務

区分	伝染性病	寄生虫病	生殖器病	一般病	その他	計
27年度	31	324	1,571	2,506	335	4,767 (100)
33年度	406	1,024	3,115	6,916	990	12,451 (261)
37年度	403	1,047	4,766	6,800	612	13,628 (285)

表4 指導業務

区分	一般	講習、講話会	多頭飼育指導	計
27年度	—	—	—	—
33年度	2,382	998	—	3,380 (100)
37年度	50,715	1,314	307	52,336 (1,548)

表5 家畜保健衛生所業務別事業率



しかし、これも過去のよろずや衛生所から脱皮し、家畜の予防衛生および指導に重点をおくように努めており、家畜の繁殖においては、民間の授精師の養成につとめ、仲介後の精液払下を重点に推進しています。開業獣医師との連結等についても一般診療等は開業獣医師に委譲するようつとめ、衛生所本来の姿に脱皮しようとしています。

前述したように今日の多頭羽飼育経営形態では、家畜の予防衛生、および濃密指導は開業獣医師とともに積極的に行なうことが要望される段階となっています。

防疫、指導を主体としての方向へ

家畜保健衛生所は10年前の昭和25年当時の社会情勢下に設置されたもので、その後10年余のあいだに時代の要請に応じて家畜の頭羽数も急激に増加しています。従って経営形態も変り、一般農家の家畜保健衛生所に対する要望も変わってきています。(家畜保健衛生所は開設当初の趣旨に基き、家畜の損耗を防止するため、種々の業務を行なっている。)

保健所は、家畜衛生の第一線機関としてあくまで防疫業務を第一義として遂行する義務をもっています。しかし単に、検査、注射のみに終始した消極的な保健衛生行政のみでは、農家は満足しないのが現状です。従って積極的な総合衛生業務を推進して行く必要があると思われます。

そのためには、現在の家畜保健衛生所の業務内容を大幅に改革し、防疫を主とした防疫衛生、技術研究、及び病性鑑定衛生を基盤とした指導及び畜産奨励指導をしなければならないと思います。今後畜産王国として私達は、農家の声を十分に察知し、地方に応じた畜産振興対策を樹立し、農家から最も喜ば

れ、信頼される家畜保健衛生所として、時代の要求に応じた業務を推進出来る体制を確立して家畜衛生はもちろんのこと畜産センターとして自他共に誇り得るような施設にしたいと思っております。